□（提出）署名 ②

シルバー人材センター就業内容承諾書

本承諾書は**「請負」**による契約形態での就業を基本とした場合の承諾書です。
「派遣」による契約形態で仕事をされる場合は、第２項・第４項について条件が異なりますので、改めて別途内容をご説明の上、承諾書をいただきます。

私は、シルバー人材センターへの入会申込みに当り、下記の事項を承諾するとともに、これを厳守し、シルバー人材センターの事業発展に貢献するよう努力します。

１　センターの理念・規則を守る

センターの基本理念、目的主旨に賛同し、定款、会員の就業規約その他諸規定を遵守する。

２　就業条件と発注者との交渉

センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者のために就業の機会を確保し、組織的に提供するものと理解し、就業に際して条件（配分金、就業時間、仕事の内容等）はセンターと発注者が協議して決定したものに従い、これらのことについて発注者と直接交渉はしない。

３　入会後の就業について

入会しても、すぐに就業できるとは限らない。

４　雇用関係と保険の適用について

会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立していないので、労働基準法等の労働関係諸法規及び労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険の適用がされない。

５　就業時の協力とルール

就業の際は、センターの指示に加え、共同作業ではリーダーの指示に従い、他の会員との協調に努めること。なお、就業上不適格と思われる状態が生じた時は、就業の提供を受けられない。

６　情報・書類の取り扱い

就業先で知り得た情報は、家族、友人含め一切他に漏らさない。
就業時に必要な書類を持ち帰ってはならない。

就業内容承諾書（つづき）

７　安全就業と事故の報告

就業先において、センターの指示事項以外の業務に従事することなく、常に安全就業に心がけ、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意し、万が一事故が発生した場合は必ずその場で事務局へ報告する。

８　賠償責任と保険の補償範囲

会員が、次のいずれかの理由で損害賠償責任を負った場合、「シルバー人材センター賠償責任保険」で補償されない賠償額は、会員本人が負担します。

1．会員が故意（わざと）に、または重大な過失（著しい不注意）により、損害を生じさせた場合

2．会員が所有する自動車の使用や管理が原因で、損害が生じた場合

□ 上記就業内容承諾書について承諾いたしました。

□ 上記就業内容承諾書について、家族（承諾者）へ説明し理解を得られました。

年　　月　　日

公益社団法人牛久市シルバー人材センター
理事長　清水 治郎　殿

本人

住所

氏名

家族（承諾者）

住所

氏名

※本人・家族（承諾者）それぞれ直筆のみ有効

定款・規約等のご案内

定款　　就業規約　　就業規約（新契約）　　会費規程